

メディカル・モバイル・コミュニケーションズ合同会社 贈収賄防止に関する規定

2024年10月1日制定

1. 目的

本規定は、当社の業務において、贈収賄や不正な利益供与を防止するために必要なルールを定め、健全な企業活動を推進することを目的とします。

2. 基本方針

当社は、全ての取引先、従業員に対し、贈収賄行為を一切許容しません。いかなる理由があっても、金銭的な利益や物品の提供により、取引先から不当な便宜を受けることはありません。

3. 禁止事項

従業員は、取引先、顧客、または公務員等に対し、業務上の判断を不正に影響させる目的で、贈答、金銭、その他の物品を提供してはならない。

取引先または顧客からの贈り物やその他の利益を受け取ることを禁止します。特に高額なものや個人的な利益を得る目的での贈答は禁止されます。

4. 例外

以下の場合は例外として認められますが、必ず事前に上司または経営陣に報告し、承認を得る必要があります。

業務上必要であり、かつ社会的に適切と認められる範囲での小規模な贈答（例：季節の挨拶など）。

慣習的に行われる小額の贈り物（例：手土産など）であり、業務に影響を及ぼすことがない場合。

5. 監視・通報

贈収賄行為を発見した場合、従業員は直ちに経営陣または指定の通報窓口に報告しなければなりません。報告者は匿名で通報することができ、報告内容に対する不利益な取り扱いを受けることはありません。

6. 罰則

本規定に違反した場合、当社は懲戒処分を行います。処分の内容は、違反の内容や状況に応じて決定されます。

7. 規定の見直し

本規定は、定期的に見直し、必要に応じて改定されます。